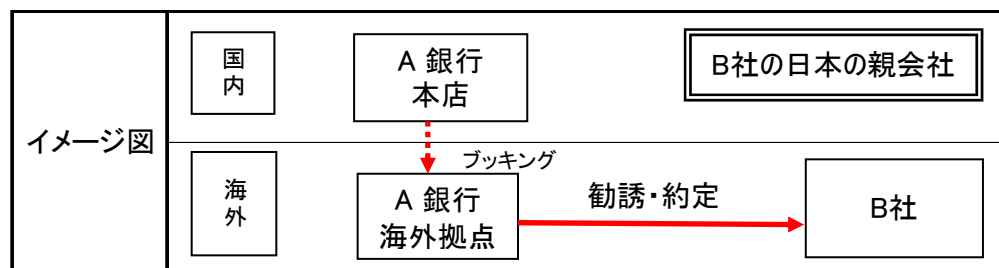


確認事項(域外適用問題に関する内外関連取引例)

以下の場合において本法の適用はあるか。適用がある場合、本法に準拠した具体的な対応はどの様になるか。

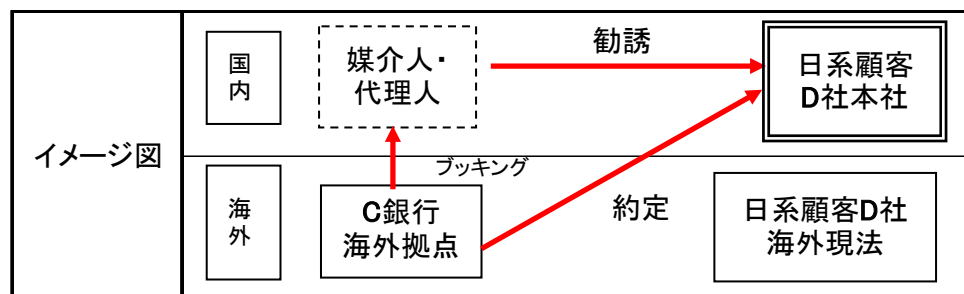
A. 本邦銀行の海外支店／現法が海外の顧客に対し勧誘等を行うに際し当該銀行本店の一部関与等がある場合

1. A行(本邦銀行)の海外支店(又はA行の海外現地法人、以下「A行海外拠点」)がA行本店の取引先(居住者)の海外現地法人以下「B社」)に対して店頭デリバティブ取引の勧誘・約定・当該取引のブッキングを行い、当該取引について日本のA行本店が以下の行為又は関与を行う場合において、
 - (1) 日本でのA行本店とB社親会社との店頭デリバティブ取引の実績に係る情報(但しA行本店の具体的取引指示はなし)に基づき、A行海外拠点がB社に対して同様のデリバティブ商品を勧誘する場合。
 - (2) B社の親会社から、「B社に対しデリバティブ取引によるリスク・ヘッジ提案をして欲しい」との依頼がA行本店宛にあり、A行本店がA行海外拠点に対し、B社に対して当該提案をするよう指示し、その後A行海外拠点からB社に対し勧誘等が行われる場合。
 - (3) B社親会社からB社に対する親子ローンに係る金利・為替に係るデリバティブによるヘッジについて、A行本店がB社親会社に対し、他方A行海外拠点がB社に対し同時にスキーム説明等の勧誘を行う場合。
 - (4) A行本店からの出張者がA行海外拠点の営業担当者と共に、B社に対して勧誘する場合。

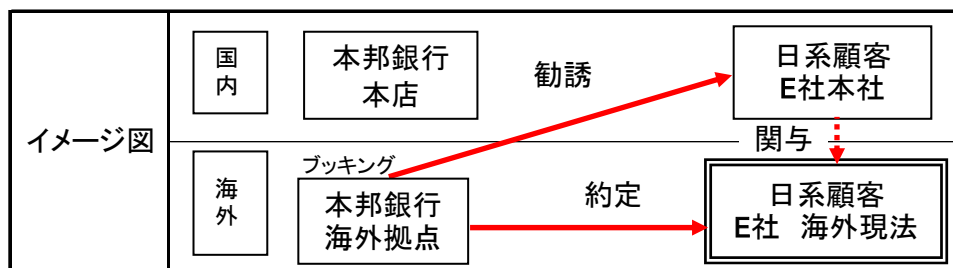


B. 本邦銀行の海外支店／現法が日本の顧客に対し勧誘等を行う場合（1～7項は海外ブッキング、他方8・9項は国内ブッキングとなる）

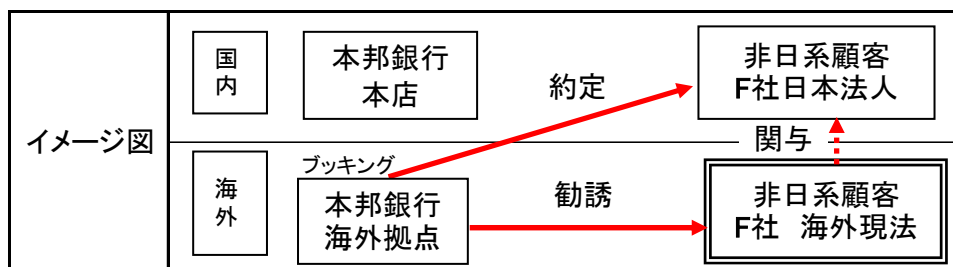
1. 本邦銀行の海外拠点（海外支店又は海外法人）が、海外籍ファンド（ケイマン法人等）と店頭デリバティブ取引を行う場合（この場合、勧誘の相手先は日本の運用会社になる。一方ブッキングは当該外国籍ファンドのとの取引となるため国外になる。）
2. 本邦銀行の海外拠点が、海外籍（ケイマン法人等）ではあるが実質的に本邦企業支配と考えられる海外籍 SPC と店頭デリバティブ取引を行う場合（この場合、勧誘の相手先は当該本邦企業になる）。
3. 本邦銀行の海外拠点の営業担当者が日本に出張し、日本の取引先 C 社に訪問の上、C 社海外拠点（海外支店又は海外現法）と店頭デリバティブ取引に係る勧誘を行う場合。また、上記のケースで当該銀行本店の営業担当者を帯同し、C 社米国拠点との店頭デリバティブ取引について勧誘を行う場合。
4. C 行（本邦銀行）の海外拠点が日本国内の媒介人又は代理人を介して日本法人 D 社と店頭デリバティブ取引を行う場合。また、上記のケースで特定預金等契約を締結する場合や、日本国内の当該媒介人又は代理人が、左記海外現法の親会社たる C 行本店になる場合（⇒金融商品取引業等に関する内閣府令 164 条 1 項 5 号、同 191 条 1 項 2 号に基づく媒介等に係る取引記録を媒介人等が作成・保存することにより海外ブッキング拠点における法定帳簿の作成・保管義務は発生しないものと考えてよいか？）。



5. 本邦銀行の海外拠点がある取引先 E 社に店頭デリバティブ取引の勧誘を行うものの、当該取引の約定の相手方が E 社の海外現地法人（非居住者）になる場合。

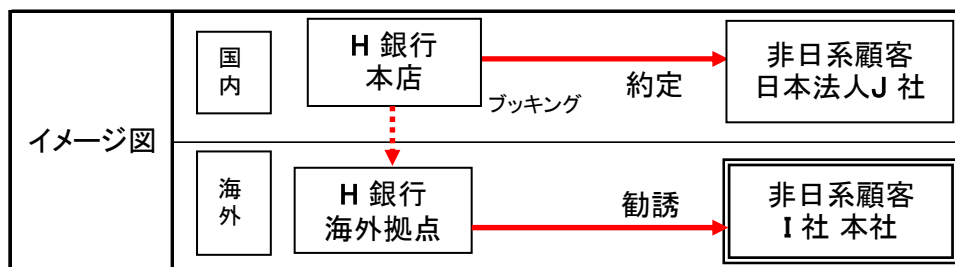


6. 本邦銀行の海外拠点が非居住者法人 F 社（日本法人の親会社等）に店頭デリバティブ取引の勧誘等を行うに際し、当該取引の約定の相手方が当該非居住者の在日現地法人（又は在日支店）になる場合。

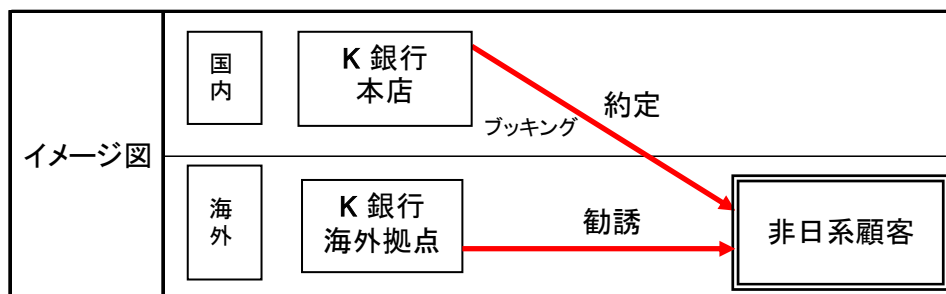


7. 本邦銀行 G 行の海外拠点が日本の本店に依頼した非居住者顧客との店頭デリバティブ取引に係るリープオーダー取引が東京時間（すなわち G 行本店の取引時間）に G 行の海外拠点と当該非居住者顧客との間で G 行本店からの連絡に基づき成約する場合。（リープオーダーが成約した旨を G 行本店が当該非居住者に直接連絡する行為について、本法に準拠した対応は必要なしと考えてよいか？）

8. 本邦銀行 H 行本店が海外非日系企業 I 社の本邦子会社 J 社との店頭デリバティブ取引を行う際に J 社の取引判断の実権者である親会社 I 社への勧誘を H 行本店からの依頼に基づき H 行海外拠点(海外支店又は海外現法)が行う場合。(取引の相手方が本邦居住者であることから行為規制は適用、海外拠点の営業担当者の外務員登録は不要、法定帳簿は H 行本店にて作成・保管するという理解でよいか?)



9. 本邦銀行 K 行海外拠点が海外非日系顧客に対し店頭デリバティブ取引に係る勧誘行為を行うものの、当該海外拠点が当該デリバティブ取引をブッキングするためのシステムインフラが未整備等の理由から K 行本店にて約定を行う場合。(取引の相手方が非居住者であり勧誘行為も国外で行われることから、行為規制は非適用、海外拠点の営業担当者の外務員登録は不要、法定帳簿は K 行本店にて作成・保存するとの理解でよいか?)



c. 域外適用の基本的考え方の確認(以下のマトリクスに基づく考え方でよいか確認したいもの)

○取引のブッキングが本邦銀行本店(日本)となる場合

〔適用:○、非適用:×〕

顧客(取引 の相手方) 勧誘・執行 行為の主体	日本の居住者	非居住者
本店	行為規制:○ 法定帳簿:○	行為規制:○ 法定帳簿:○
海外拠点	行為規制: <input type="text" value="要確認"/> 法定帳簿: <input type="text" value="要確認"/>	行為規制: <input type="text" value="要確認"/> 法定帳簿: <input type="text" value="要確認"/>

○約定する取引のブッキングが本邦銀行の海外拠点となる場合

〔適用:○、非適用:×〕

顧客(取引 の相手方) 勧誘・執行 行為の主体	日本の居住者	非居住者
本店	行為規制:○ 法定帳簿:×	行為規制:○ 法定帳簿:×
海外拠点	行為規制: <input type="text" value="要確認"/> 法定帳簿: <input type="text" value="要確認"/>	行為規制: <input type="text" value="要確認"/> 法定帳簿: <input type="text" value="要確認"/>

(注) 法的帳簿の作成・保存の義務は海外拠点にはないことを確認したい。また海外拠点から日本の居住者に対して店頭デリバティブ取引に係る勧誘等の行為を行う場合、当該海外拠点においては法 64 条に基づく外務員の登録を受ける必要がないことについても確認したい。加えて店頭デリバティブ取引ではなく銀行法に基づくデリバティブ内在型預金等の受入れのための勧誘を本邦銀行の海外支店又は海外銀行現法が日本の居住者に対して行う場合、銀行法(金商法に基づく行為規制を準用)の適用の有無についてもあわせて確認したい。